十七　法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

十七の二　法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）

十八　法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置

十九　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）

十九の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）

二十　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器

二十一　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置

二十二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部霧灯

二十二の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方照射灯

二十三　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち車幅灯

二十四　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち尾灯

二十五　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち制動灯

二十六　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち補助制動灯

二十七　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯

二十八　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯

二十八の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯

二十九　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち側方灯

二十九の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち番号灯

三十　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後部霧灯

三十一　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち駐車灯

三十二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち後退灯

三十二の二　法第四十一条第一項第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯

三十三　法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち前部反射器

三十四　法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち側方反射器

三十五　法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち後部反射器

三十六　法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち大型後部反射器

三十六の二　法第四十一条第一項第十三号の反射器のうち再帰反射材

三十七　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器の警報音発生装置

三十八　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警音器

三十九　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち警告反射板

四十　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち停止表示器材

四十の二　法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盗難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）

十七　法第四十一条第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものを除く。）

十七の二　法第四十一条第十一号の騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。）

十八　法第四十一条第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置

十九　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯を除く。）

十九の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）

二十　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器

二十一　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置

二十二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前部霧灯

二十二の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方照射灯

二十三　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち車幅灯

二十四　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち尾灯

二十五　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち制動灯

二十六　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち補助制動灯

二十七　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前部上側端灯

二十八　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部上側端灯

二十八の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち昼間走行灯

二十九　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち側方灯

二十九の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち番号灯

三十　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後部霧灯

三十一　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち駐車灯

三十二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち後退灯

三十二の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯

三十三　法第四十一条第十三号の反射器のうち前部反射器

三十四　法第四十一条第十三号の反射器のうち側方反射器

三十五　法第四十一条第十三号の反射器のうち後部反射器

三十六　法第四十一条第十三号の反射器のうち大型後部反射器

三十六の二　法第四十一条第十三号の反射器のうち再帰反射材

三十七　法第四十一条第十四号の警報装置のうち警音器の警報音発生装置

三十八　法第四十一条第十四号の警報装置のうち警音器

三十九　法第四十一条第十四号の警報装置のうち警告反射板

四十　法第四十一条第十四号の警報装置のうち停止表示器材

四十の二　法第四十一条第十四号の警報装置のうち自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置（以下「盗難発生警報装置」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量二トン以下のものに備えるものに限る。）